

改正

平成26年 3 月18日条例第46号
令和元年 9 月19日条例第54号
令和 5 年12月18日条例第85号
令和 7 年 3 月19日条例第26号

(設置)

第1条 市民の健康の増進、余暇の活用及びスポーツの振興を図るため、宮崎市石崎の杜鯨館（以下「鯨館」という。）を宮崎市佐土原町下那珂 8 番地 1 に設置する。

(開館時間)

第2条 鯨館の開館時間は、午前10時から午後 9 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第3条 鯨館の休館日は、月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）とする。ただし、屋内プールについては、12月29日から翌年 1 月 3 日までの間においても、利用できない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開館日に休館し、若しくは休館日に開館し、又は利用できる日に利用させず、若しくは利用できない日に利用させることができる。

(指定管理者による管理)

第4条 鯨館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 鯨館の運営に関する業務
- (2) 鯨館の利用の許可に関する業務
- (3) 鯨館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 鯨館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な業務

(利用の許可等)

第6条 鯨館の施設、附属設備又は備品（以下「施設等」という。）（別表の規定により利用料金を徴する施設等に限る。）を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、鯨館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(利用の不許可)

第7条 指定管理者は、前条第 1 項の規定により利用許可の申請があった場合において、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 鯨館の施設、附属設備、備品等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、鯨館の管理上支障があると認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用許可を取り消し、又は必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 施設等を許可された利用目的と異なった目的に利用したとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(5) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(利用権の譲渡等禁止)

第9条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(入館の制限等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒否し、若しくは制限し、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物又は動物を携帯する者

(4) 鯨館の施設、附属設備、備品等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認める者

(5) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為をする者

(6) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示する者

(7) 前各号に掲げるもののほか、鯨館の管理上支障があると認める者

(利用料金)

第11条 利用者は、指定管理者に対し、利用料金を規則で定める期日までに支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項の利用料金の額から割引をした額をもって、回数券を発行することができる。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、特に必要があると認めるとき、又は市長が別に定めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既に支払った利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるとき、又は市長が別に定めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第14条 鯨館を利用する者は、その利用を終了したとき、又は第8条の規定により利用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で設備又は器具を撤去し、鯨館を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第15条 鯨館を利用する者は、その責めに帰すべき理由により、鯨館の施設、附属設備、備品等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第6条第1項の許可のために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、行うことができる。この場合において、同条から第8条までの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

(許可、申請等に関する経過措置)

3 施行日前に、前項の規定により市長が行った許可その他の行為は指定管理者が行ったものと、同項の規定により市長に対してなされた申請その他の手続は指定管理者に対してなされたものとみなす。

附 則（平成26年3月18日条例第46号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る利用料金について適用し、同日前の申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月19日条例第54号）

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年12月18日条例第85号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月19日条例第26号）

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の宮崎市石崎の杜鯨鯨館条例の規定に基づく利用料金の額に係る承認及びこれに関し必要な手続その他の行為並びに同条例の規定に基づく回数券の発行のために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第6条、第11条関係）

区分		単位	金額
温泉施設	大浴場	1人1回	980円
	家族・福祉風呂	1室1時間	3,130円
屋内プール	中学生以下の者	1人1回	250円
	高校生	1人1回	370円
	一般	1人1回	740円
トレーニング室		1人1回	740円
会議室1		1室1時間	310円
会議室2		1室1時間	310円
特産品等販売施設		1月	当該月の売上高に100分の5及び100分の110を乗じて得た額
食事利用料金		1食	5,240円

備考

1 「中学生以下の者」とは中学校若しくは小学校（これらに準ずるものを含む。）に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が利用する場合、「高校生」とは高等学校（これに準ずるものを含む。）に在籍する者が利用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が利用する場合をいう。

2 「売上高」とは、特産品等販売施設の利用者が特産品等を販売して得た対価の額の総額（消費税額及び地方消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額に相当する額をいう。）を除く。）をいう。

3 屋内プール（幼児プールを除く。）を団体に専用して利用するときの利用料金の額は、この表に掲げる額に、1コース1時間につき1,500円を加算した額とする。

4 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。

5 利用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

6 附属設備及び備品の利用料金は、規則で定める。